

2011年3月

各団体・労組 御中

強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク
共同代表 持橋 多聞 ・ 高橋 信

「朝鮮人強制労働被害者補償立法の実現を求める要請署名」へのご協力のお願い

平和と人権のために奮闘されている貴団体に心より敬意を表します。

私たちは1990年代より戦時中の強制労働被害者が日本政府・企業に対し謝罪と補償を求めて起こした訴訟の支援を続けてきました。これに対し、日本政府、関係企業は日韓請求権協定（1965年）、日中共同声明（1972年）で韓国人、中国人被害者の請求権は消滅したなどという理由をもちだして被害者の訴えを拒んできました。司法は政府の言い分をそのまま追認し請求を棄却する判決を重ねてきました。

しかし、戦後66年、被害者は高齢化し、亡くなっていく被害者もあとを絶ちません。一日も早く被害者の救済、名譽回復が図られなければなりません。

また、民主党政権が掲げた「東アジア共同体の構築」を実現していくためには、植民地支配、侵略戦争という過去を清算していくことも求められています。

さらに中国、韓国をはじめとするアジアが“成長センター”となり、日本とそれらの国々との相互依存関係が深まっている中で、日本の企業が成長・発展を図るためにも過去の問題を解決することが問われてきます。

戦後補償=過去の清算は被害者のためだけではありません。それは日本の未来への投資であり、東アジアの平和構築のための基盤整備でもあります。

昨年8月、韓国併合100年に当たって菅総理は談話を発表し、朝鮮植民地支配について謝罪と反省の意を表明するとともに、朝鮮王朝儀軌の返還、サハリン残留韓国人支援、遺骨返還支援を行なうことを約束しました。これに加えて、強制労働問題等の解決が問われています。

私たちは強制労働問題を解決する道は補償法の立法化以外にないと考えます。日本においても、ドイツのように強制労働被害者に対し補償を行うための基金（財団）を設立し、被害者に対する補償金の支給等の事業を行なうのです。

この法の実現を求めて私たちは菅直人首相あての署名（個人・団体）に取り組むことといたしました。つきましては貴団体におかれまして本署名にご協力をいただきますよう心よりお願いを申し上げます。

なお、署名の集約時期、送付先は下記のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

記

1 集約時期

（第1次集約日） 5月20日

（第2次集約日） 6月17日

※第177回通常国会終了後も、引き続き署名運動に取り組みます。

2 署名の送付先

強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

（住所）〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 全造船関東地方協議会気付

3 連絡先

矢野 携帯：090-2466-5184

mail:cdi02510@par.odn.ne.jp